

議案第79号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する医療過誤による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平井伸治

1 和解の相手方

甲 東伯郡琴浦町 個人

乙 堺市 個人

丙 東京都港区 個人

丁 東伯郡琴浦町 個人

2 和解の要旨

県は、損害賠償金18,000,000円を支払うものとすること。

3 医療過誤の概要

(1) 医療過誤の発生年月日

平成23年4月6日

(2) 医療過誤の発生の場所

鳥取県立厚生病院

(3) 医療過誤の内容

鳥取県立厚生病院所属の医師が、和解の相手方甲の夫（和解の相手方乙及び丙の父親、丁の子）に対し平成23年4月1日に行った直腸がん治療のための手術後の管理において、同月6日に同人の容態急変に伴い行った検査結果（腹腔内に貯留した多量のガス）を過小評価したことにより腹膜炎の診断及び治療が遅れ、同人が同月9日に死亡したものである。